

運用指針

第2条

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

館山自動車道(君津IC～富津中央IC)の早期供用

館山自動車道(君津IC ~ 富津中央IC) 位置図

館山自動車道(君津IC ~ 富津中央IC)の路線概要

- ・館山自動車道で、唯一未開通となっていた区間(最後の開通区間)
- ・全線開通することにより、館山自動車道と並行する一般国道127号の渋滞緩和及び東京方面から南房総地域へのアクセスの向上が期待される。



当初の工程計画

- ・ 君津ICの本線部に収用案件があり、土地収用法による用地取得を実施(平成18年1月11日に用地引渡し)
- ・ 埋蔵文化財の調査期間は、周辺の状況や過去の実績などから7ヶ月間で計画。
- ・ 土工工事は、文化財調査完了後に着手し、11ヶ月間(20.5万m³÷2万m³/月)
- ・ 君津ICは、収用案件のため暫定ランプによる端末IC形状で運用しており、完成ICのために供用しているランプの切替工事に、2回通行止めが必要。
- ・ 君津ICの本線部の舗装・施設工事は、土工工事完了後から2ヶ月間で計画。



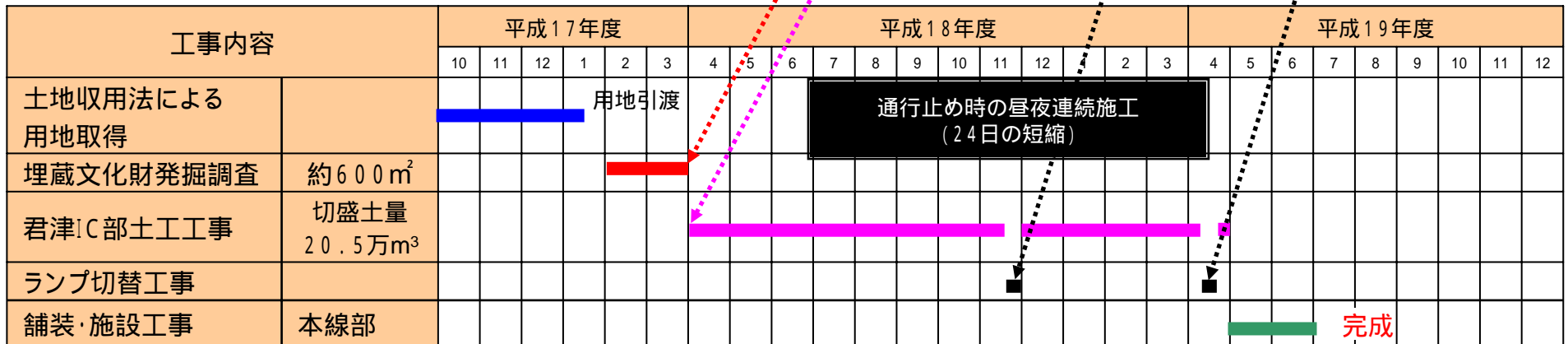
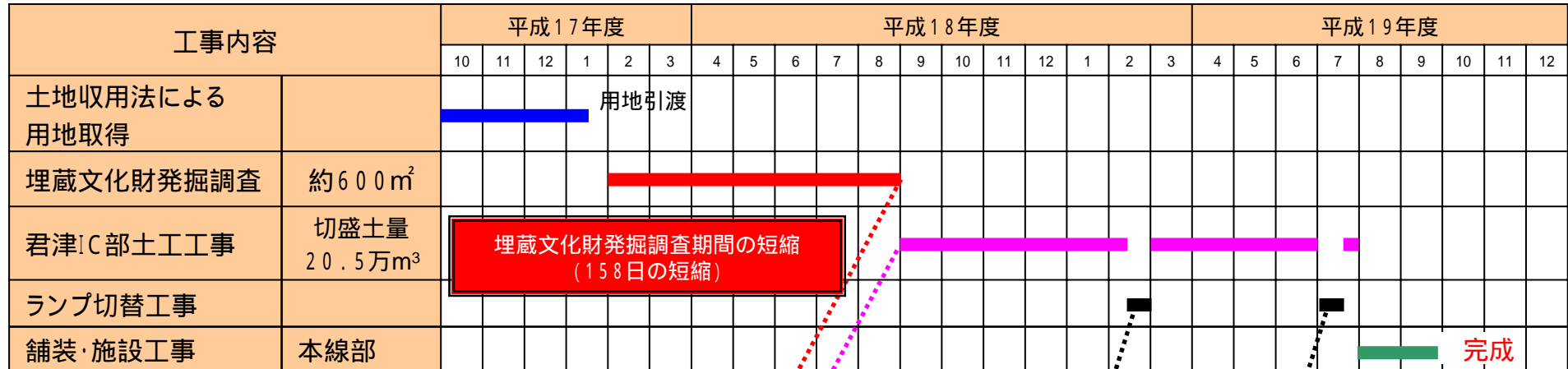
君津IC～富津中央IC間のクリティカルとなる施工区間における工程表(君津IC部)

工事内容		平成17年度			平成18年度												平成19年度														
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
土地収用法による 用地取得		■			用地引渡																										
埋蔵文化財発掘 調査	約600m ²				■																										
君津IC部土工工 事	切盛土量 約20.5万m ³											■																			
ランプ切替工事																	■														
舗装・施設工事	本線部																											■	完成		

工事完成予定を平成19年9月末として協定を締結

工期短縮の取組み

君津IC～富津中央IC間のクリティカルとなる施工区間における工程表(君津IC部)



工期短縮への取組みの結果、88日の早期供用(平成19年7月4日供用)

[コスト縮減以外のメリット]

- ・ 早期供用に伴う社会的便益の早期発現

工期短縮の取組み

利用者が一番多い夏休み前の供用を目標として工期短縮の取組みを行った。

【取組内容】君津IC部収用地における埋蔵文化財発掘調査の期間短縮

埋蔵文化財発掘調査の期間短縮のために千葉県教育委員会と協議を実施

- ・協議において、観光客が多い夏休み前の開通効果について説明し、埋蔵文化財発掘調査の期間短縮の必要性について理解を得るとともに、速やかに埋蔵文化財の発掘調査に着手できるよう綿密に工程調整を行った。
- ・埋蔵文化財発掘調査に速やかに着手できるように、調査箇所周辺の立木伐採及び草刈の実施及び調査箇所までの仮設道路の設置

〔県の当初計画〕

1パーティー(15人) ⇨ 4パーティー(60人)で実施

短期間での埋蔵文化財発掘調査が可能に

H18.1.11	用地引き渡し
H18.2.1	埋蔵文化財発掘調査着手(20日間で着手)
H18.3.24	埋蔵文化財発掘調査完了(52日で完了)



通常1パーティーで調査した場合
7ヶ月(210日間)

4パーティーによる実績
52日間

158日間の工期短縮

工期短縮の取組み

【取組内容】 通行止め規制時における昼夜連続施工による短縮
君津ICは、収用地による暫定ランプで供用



暫定ランプで供用しているA及びDランプは、
ランプ切替え工事のため通行止め規制が必要



警察等との事前調整と厳密な工程管理

- ・通行止め期間中に区画線協議の現地立会い
- ・解放日に合わせた供用開始告示
- ・解放直前の夜間しゅん功検査等



必要最小限の通行止め日数とするため

昼夜連続通行止め規制工事を実施

1回目 H18.11.26(日)21:00~H18.12.1(金)6:00 [6日間]

2回目 H19.4.8(日)21:00~H19.4.14(金)6:00 [6日間]

日中施工のみの場合
36日間



昼夜連続工事の場合
12日間



24日間の工期短縮



経営努力要件適合性の認定について

供用工程に支障となる課題について、関係機関と協議を実施したり、具体的な施工計画を工夫することにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

供用までの期間を88日間短縮したことによる
建設中一般管理費及び建設中金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減